

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、名桜大学学則第36条第2項及び名桜大学大学院学則第42条第2項の規定に基づき、名桜大学（以下「本学」という。）が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程（以下「修士課程及び博士前期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文は、研究科長（修士課程及び博士前期課程）に提出する。

2 博士の学位論文は、研究科長（博士後期課程）に提出する。

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第7条 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

第8条 受理した論文は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 研究科長は、第5条第1項及び第2項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

第10条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、審査させるものとする。

2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査の確認)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しな

ければならない。

（研究科委員会への報告）

第13条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の議決）

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（学長への報告）

第15条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。

（学位授与の報告）

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（論文要旨の公表）

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

（専攻分野の名称）

第20条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名 称
国際学部	国際文化学科	国際文化学
	国際観光産業学科	国際観光産業学
人間健康学部	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
	看護学科	看護学
	健康情報学科	健康情報学

(修士及び博士前期課程の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際文化システム専攻	国際文化、国際観光産業
看護学研究科	看護学専攻	看護学
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学

(博士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際地域文化専攻	国際地域文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

(学位の名称)

第 2 1 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第 2 2 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士及び博士にあつては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規則第 5 条第 2 項の規定、修士及び博士にあつては学位規則第 1 4 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 2 3 条 学位記の様式は、学士にあつては別紙様式 1 - 1、様式 1 - 2、修士にあつては別紙様式 2 - 1 及び 2 - 3、博士前期課程にあつては様式 2 - 2、博士にあつては別紙様式 3 - 1、様式 3 - 2 のとおりとする。

(補則)

第 2 4 条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあつては学長、修士及び博士にあつては研究科長が別に定める。

(雑則)

第 2 5 条 この規則の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月16日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和4年3月23日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和6年2月28日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第20条第2項及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 1－1

(国際学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	する 学士（ ）の学位を授与	課程を修めたので卒業を認定し	本学国際学部 学科所定の	之 大 名 印 学 桜	氏 名 年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 1－2

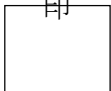
(人間健康学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	する 学士（ ）の学位を授与	課程を修めたので卒業を認定し	本学人間健康学部 学科所定の	之 大 名 印 学 桜	氏 名 年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 2-1

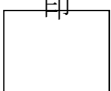
(修士課程を修了した場合)

国 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 	年 月 日	する	で 修 士 () の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-2

(博士前期課程を修了した場合)

看 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 	年 月 日	する	で 修 士 () の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2 - 3

(修士課程を修了した場合)

ス 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 	年 月 日	する	で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 3 - 1

(博士後期課程を修了した場合)

国 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 	年 月 日	する	で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 3-2

(博士後期課程を修了した場合)

学位記	氏名	年 月 日生	之 大 名 印 学 桜
本学大学院看護学研究科			
専攻の博士後期課程において			
所定の単位を修得し学位論文の			
審査及び最終試験に合格したの			
で博士（ ）の学位を授与			
する			
看 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。